

議案第 7 号

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則（平成4年教育委員会規則第6号）及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 3年 3月 1日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

施設の開館時間及び休館日を変更するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 開館時間について、午前10時30分から午後4時まで（現行：午前9時から午後5時まで）とする。
- (2) 年末年始以外の休館日について、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除いた月曜日から木曜日までの日（現行：月曜日及び木曜日（この日が同法に定める休日にあたる場合は、その翌日））とする。

3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則の一部改正)

第1条 名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則（平成4年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前9時から午後5時まで」を「午前10時30分から午後4時まで」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「、別に」を「別に」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 月曜日から木曜日まで（これらの日のうち、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前9時から午後5時まで」を「午前10時30分から午後4時まで」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 月曜日から木曜日まで（これらの日のうち、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する
 条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則（第1条関係）

改正案	現行
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 施設の開館時間は、<u>午前10時30分から午後4時まで</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(1) 月曜日から木曜日まで（これらの日のうち、<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</u>）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 施設の開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は、別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(1) 月曜日及び木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 <u>に当たるときは、その翌日</u>）</p> <p>(2) (略)</p>

史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則（第2条関係）

改正案	現行
<p>(開館時間)</p> <p>第2条 夏見廃寺展示館（以下「展示館」という。）の開館時間は、<u>午前10時30分から午後4時まで</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 展示館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(1) 月曜日から木曜日まで（これらの日のうち、<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。</u>）</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第2条 夏見廃寺展示館（以下「展示館」という。）の開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 展示館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを<u>変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(1) 月曜日及び木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 <u>に当たるときは、その翌日</u>）</p> <p>(2) (略)</p>

○名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則

平成4年10月8日教育委員会規則第6号

改正 平成18年3月13日教育委員会規則第3号

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例（平成4年条例第19号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は、別に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日及び木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(撮影、模写等)

第4条 資料の撮影、模写等の行為をしようとする者は、あらかじめ目的、方法等を教育委員会に申し出て、指示に従わなければならない。

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 物品の展示若しくは販売又は金品の寄附募集等の行為をしないこと。

(2) 飲食、喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

(3) 貼紙等建物その他の物件をき損又は汚損する行為をしないこと。

(4) 他人に迷惑をかける行為を行わないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月13日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成7年6月30日教育委員会規則第3号

改正 平成12年3月24日教育委員会規則第5号

平成18年3月13日教育委員会規則第3号

史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第16号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 夏見廃寺展示館（以下「展示館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 展示館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日及び木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(撮影、模写)

第4条 展示館内において資料の撮影、模写の行為をしようとする者は、あらかじめ目的、方法等を教育委員会に申し出て、指示に従わなければならない。

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 物品の展示若しくは販売又は金品の寄附募集等の行為をしないこと。

(2) 飲食、喫煙をし、又は火気を使用しないこと。

(3) 貼紙等建物その他の物件をき損又は汚損する行為をしないこと。

(4) 他人に迷惑をかける行為を行わないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日教育委員会規則第5号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月13日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。